

報道関係各位

飯 能 市
記 者 発 表 資 料
令 和 2 年 5 月 2 9 日

件 名 飯能市長等の給料の特例について

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を被っている市民と市内事業者の状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料の支給額を減額するものです。

(2) 概要

令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間において、市長の給料から30%、副市長の給料から20%及び教育長の給料から15%の給料の支給額を減額するものです。

なお、令和2年6月定例会において、「飯能市長等の給料の特例に関する条例（案）」を提出いたします。

	現行	減額率	減額後
市長	930,000 円	30%	651,000 円
副市長	785,000 円	20%	628,000 円
教育長	725,000 円	15%	616,250 円

(3) 減額総額

約170万円

(4) 実施期間

令和2年7月1日から令和2年9月30日まで

(5) 施行期日

令和2年7月1日

担当者	職員課長 須田
連絡先	Tel042-973-2111
	内線330